

議第3号

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例について

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月5日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

保険医療機関等での電子資格確認の開始に伴い改正しようとする。

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例

高山市福祉医療費助成金条例（昭和56年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、<u>社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて</u>受給者証を提示するものとする。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、<u>社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、</u>受給者証を提示するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。